

## 告 示

### 埼玉県告示第七百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年七月十日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコーマーケットシティ所沢

埼玉県所沢市北原町千四百十五―一外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 近畿車輛株式会社 代表取締役 桜井紘一

大阪府東大阪市稲田新町三丁目九番六十号

（変更後） 近畿車輛株式会社 代表取締役 岡根修司

大阪府東大阪市稲田上町二丁目二番四十六号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計八者

（変更後） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計八者

#### ハ 変更年月日

平成三十一年四月一日外

#### ニ 届出年月日

令和二年六月十九日

#### 二 縦覧期間

令和二年七月十日から令和二年十一月十日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年七月十日から令和二年十一月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課